

精神障害者に対するＪＲ等の運賃割引制度導入のお知らせ

令和 7 年 4 月 1 日から、ＪＲ等にて精神障害者に対する旅客運賃の割引制度が導入されますのでお知らせします。

◆新たに対象となる方

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第 1 種または第 2 種の記載のあるもの）をお持ちの方

第 1 種：精神障害者保健福祉手帳 1 級

第 2 種：精神障害者保健福祉手帳 2 級または 3 級

※お持ちの手帳が以下の場合、割引が適用とならないため、ご注意ください。

・第 1 種、第 2 種の記載がない手帳

（令和 6 年 1 1 月以降に新規申請や更新等で手帳が新しく発行される場合はあらかじめ記載したものをお渡しします。更新前に記載を希望する方は裏面をご覧ください。）

・有効期限の切れた手帳

・顔写真が貼付されていない手帳

【記載例】

旅客鉄道株式会社	第 1 種
旅客運賃減額	2

◆割引の概要（ＪＲグループ）

対象者		対象となる乗車券の種類	割引率	取扱区間
介護者付乗車	第 1 種精神障害者とその介護者（1 人のみ）	・ 普通乗車券 ・ 回数乗車券 ・ 普通急行券 ・ 定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	5 割	全線
	12 歳未満の第 2 種精神障害者とその介護者（1 人のみ）	・ 定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	5 割	
単独乗車	第 1 種及び第 2 種精神障害者	・ 普通乗車券	5 割	片道 100 km を超える区間

【裏面あり】

◆利用方法（ＪＲグループ）

①駅窓口でご購入いただく場合

駅の窓口到手帳を提示してください。

②自動券売機で代用きっぷをご購入いただく場合

片道 100 kmまでの普通乗車券に限り、自動券売機にて本人と介護者の 2 人分について、小児用乗車券をご購入することで代用いただけます。

※必ず係員のいる改札をお通りください。

※割引対象のお客様が小児および乳幼児の場合は、自動券売機で購入いただけませんので、窓口でご購入ください。

◆ＪＲ以外の私鉄運賃の割引について

介護者、取扱区間、割引率等の取り扱いは各鉄道会社によって多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

◆精神障害者保健福祉手帳に第 1 種または第 2 種の記載を希望する方へ

手帳更新前に記載を希望する方につきましては、障害福祉課窓口に来庁の上、記載希望とお伝え下さい。その場でお持ちの手帳にスタンプを押印し、お渡しします。

◆お問い合わせ先

◎割引の内容に関すること

ＪＲまたは各鉄道会社へお問い合わせください。

◎手帳の記載に関すること

和光市役所 障害福祉課 障害給付担当（電話 048-424-9139）